

告示

埼玉県告示第五百三十九号

埼玉県土地利用基本計画を令和六年五月八日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

農業地域	変更した地域区分	蓮田市	変更した地域が所在する市町村	縮小	拡大又は縮小の別	変更部分の面積
				二十六ヘクタール		

告 示

埼玉県告示第五百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
65,257,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第五百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県社会福祉総合センターの使用料の徴収事務	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 令和六年九月四日

埼玉県春日部市大沼一丁目七十六番地

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 令和六年十月六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 令和六年十一月十日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 令和六年九月十九日

埼玉県熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 令和六年十月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 令和六年十一月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告示

埼玉県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	遠藤 貢生	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木津内三百八十四番地一
同	新井 孝一	同 屏風百五番地一
同	齋藤 義則	春日部市芦橋九百六十五番地一
同	横井 貞夫	同 倉常八十五番地一
同	渡邊 孝市	同 西親野井四百四十五番地
同	小島 登美雄	同 榎九百二十二番地
同	土淵 光男	同 榎四百十六番地四
同	中山 頼信	同 立野三百十八番地一
同	古谷 勇	同 下吉妻四百二十五番地
同	倉持 賢一	同 神間八百二十一番地一
同	石川 勇	同 下柳千八百七十番地
同	土淵 正次	同 上金崎九十九番地
同	名倉 秀俊	同 西金野井八百七十番地六
同	野口 晴男	同 上柳千二百三十一番地一
同	中田 仁	同 飯沼千三百九十一番地
同	小島 栄司	同 米崎四百十八番地
監事	荒川 安平	同 幸手市大字榎野地三百九十二番地
同	大 作 富 重	同 春日部市小平六百八十七番地
同	島 村 文 雄	同 永沼百二十番地
同	川 島 二 六	同 越谷市大字大道二百五十八番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	増山 貞男	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地
同	遠藤 貢生	同 同 木津内三百八十四番地一
同	上原 進	同 春日部市木崎百七十八番地

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川島二六	島村文雄	関根敏久	荒川安平	関口徹也	岡田實	大越隆司	名倉秀俊	土淵正次	石川勇	倉持賢一	古谷勇	中山頼信	田口義英	小久保静夫	渡邊孝市	横井貞夫
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
越谷市大字大道二百五十八番地	同 永沼百二十番地	春日部市櫛六百三十五番地	幸手市大字榎野地三百九十二番地	同 水角千百三番地二	同 赤崎八百九十五番地	同 上柳千六百二番地	同 西金野井八百七十番地六	同 上金崎九十九番地	同 下柳千八百七十番地	同 神間八百二十一番地一	同 下吉妻四百二十五番地	同 立野三百十八番地一	同 小平五百三十四番地	同 榎三百九十七番地一	同 西親野井四百四十五番地	同 倉常八十五番地一

告 示

埼玉県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年五月八日認可した。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

神扇落悪水路土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県幸手市

告 示

埼玉県告示第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年五月八日認可した。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

鴻巣市箕田土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県鴻巣市

告 示

埼玉県告示第五百四十六号

令和六年埼玉県告示第七十四号で公示した公共測量は、令和六年三月二十二日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百四十七号

令和五年埼玉県告示第千八十四号で公示した公共測量は、令和六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である志木市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百四十八号

令和五年埼玉県告示第八百六十八号で公示した公共測量は、令和六年三月十九日終了した旨測量計画機関である所沢市北秋津上安松土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

令和五年埼玉県告示第九百二十一号で公示した公共測量は、令和六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である横瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百五十号

令和五年埼玉県告示第千百十八号で公示した公共測量は、令和六年三月二十七日終了した旨測量計画機関である草加市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

令和五年埼玉県告示第千四百二十一号で公示した公共測量は、令和六年三月二十九日終了した旨測量計画機関である蓮田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

令和五年埼玉県告示第二百号で公示した公共測量は、令和六年三月二十七日終了した旨測量計画機関である蓮田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百五十三号

令和五年埼玉県告示第千百二十二号で公示した公共測量は、令和六年三月十二日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百五十四号

令和四年埼玉県告示第九百五十三号で公示した公共測量は、令和六年三月二十二日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕